

碧南市公告第 96 号

へきなん健康づくり 21 プラン策定委員会設置規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 26 日

碧南市長 禰 宜 田 政 信

へきなん健康づくり 21 プラン策定委員会設置規程

(設置)

第 1 条 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、健康増進計画を策定するに当たり、医療、保健、福祉、教育、労働等その他幅広い分野からの意見を反映するため、へきなん健康づくり 21 プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、へきなん健康づくり 21 プラン（以下「計画」という。）の策定に関して審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 市民の代表
- (3) 各種団体を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了した日までとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長が任命し、副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じ、会長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(部会)

第6条 計画の取組事項について調査し、及び検討するため、へきなん健康づくり21プラン策定部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、市長が任命する職員をもって組織する。

3 部会の会議は、健康推進部健康課長が招集する。

4 部会は、計画の取組事項について調査し、及び検討した結果を委員会に報告する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康推進部健康課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月26日から施行する。

へきなん健康づくり 21プラン策定委員会設置規程の制定について

1 制定の理由

健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定に基づき、健康増進計画を策定するに当たり、医療、保健、福祉、教育、労働等その他幅広い分野からの意見を反映するため、新たに規程を制定する。

2 制定の概要

(1) 所掌事務（第2条関係）

へきなん健康づくり 21プラン策定委員会（以下「委員会」という。）は、へきなん健康づくり 21プラン（以下「計画」という。）の策定に関して審議する。

(2) 組織（第3条関係）

ア 委員会は、委員20人以内で組織する。

イ 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

（ア）識見を有する者

（イ）市民の代表

（ウ）各種団体を代表する者

（エ）関係行政機関の職員

ウ 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了した日までとする。

(3) 会長及び副会長（第4条関係）

ア 委員会に会長及び副会長を置く。

イ 会長は、市長が任命し、副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。

ウ 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(4) 会議（第5条関係）

ア 委員会は、必要に応じ、会長が招集する。

イ 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(5) 部会（第6条関係）

ア 計画の取組事項について調査し、及び検討するため、へきなん健康づくり 21プラン策定部会（以下「部会」という。）を置く。

イ 部会は、市長が任命する職員をもって組織する。

ウ 部会の会議は、健康推進部健康課長が招集する。

エ 部会は、計画の取組事項について調査し、及び検討した結果を委員会に報告する。

3 施行期日

令和6年4月26日